

貯留事業者の賠償責任と明確化について

資源エネルギー庁

資源・燃料部

石油・天然ガス課

貯留事業者の賠償とその明確化について① ～総論

- 貯留事業者のリスクとして、二酸化炭素の漏洩等に伴う、第三者に対する賠償責任が存在する。
- 原則として、民事上の損賠責任については、過失責任主義が適用されるものの、貯留事業が不確実性が認められる地下構造を利用するため、一定の場合については、①被害者の救済と②リスクの明確化の観点から、無過失責任を採用し、次の措置を講じることとしてはいかがか。
 - ①貯留事業者への責任集中
 - ②貯留事業者の責任の明確化
 - ③保険加入か供託の義務
 - ④賠償責任の限界
- なお、二酸化炭素の漏洩が損害を発生しない（相当因果関係がない場合を含む）場合であっても、仮に事業者側の故意などがあれば、許認可の取り消し事由となるものと考えてはいかがか。

貯留事業者の賠償とその明確化について② – 貯留事業者への責任集中

- 貯留事業者は、貯留事業の保安に責任を有していることから、基本的に貯留事業者に責任を集中する形を取ってはいかがか。

※観念的には、二酸化炭素の排出事業者が、CCSにより回収、管理されている二酸化炭素の所有権を持つ形で想定しているところであるが（現状において、排出事業者が二酸化炭素の再利用事業者に対する販売が行われているため）、仮に、二酸化炭素の漏洩があった場合においても、排出事業者が責任を負わないことを想定。

※二酸化炭素の排出事業者は、二酸化炭素の貯留を委託する際に、貯留事業者と混合寄託（民法665条の2）により寄託することを想定（実効性は約款の認可を通じて担保することを想定中）。

- なお、国にモニタリングの責任が移管された後には、国において賠償責任を負うことを観念すべきではないか。

※国へのモニタリング責任の移管にあたっては、二酸化炭素の性状が安定しており、漏洩リスクがないか、著しく低いことを前提とすることを想定。

貯留事業者の賠償責任とその明確化について③ – 責任の明確化

- 貯留事業者による責任は、貯留事業の実態を踏まえて、次のように規定すべきではないか。

- ・ 土地の掘削
- ・ 二酸化炭素の圧入及び貯留
- ・ 坑水及び廃水の放流
- ・ ・ ・ 観測井、圧入井の掘削
- ・ ・ ・ 二酸化炭素の圧入、地下における貯留
- ・ ・ ・ 圧力を抜くための井戸から出てくる水（塩水）、アミン溶液などの廃液や二酸化炭素と分離した物質を処理した水

貯留事業権者の賠償とその明確化について④ — 保険加入、供託

- 保険加入及び担保
 - ・貯留事業者には、損害賠償の支払いの原資の確保のために、保険加入か供託を行うこととしてはどうか（供託は保険の引き受け手がいない場合に機能）。
 - ・貯留事業者には、これらの保険加入や供託を、他法令に倣って、事業の実施の条件とすることで、履行を担保してはどうか。
- 保険の手配期間
 - ・保険の手配については、積極的な行為が行われており、損害との因果関係が明確化している方が望ましいとされており、二酸化炭素の圧入期間の加入は理解しやすいが、二酸化炭素の圧入終了後、貯留事業者によるモニタリング期間についてはどのように考えるべきか。
- 賠償責任の限界
 - ・無過失責任を規定する他法令を参考にした場合、次の3つの場合を規定すべきではないか。
 - ① 国による補償契約の締結
 - ② 天災その他の不可抗力がある場合における裁判所のしん酌
 - ③ 他に損害の発生の原因について責任を負うべき者がいる場合の求償権

貯留事業権者の賠償とその明確化について④ – 国による補償契約

● 国による補償

- ・二酸化炭素貯留事業の重要性にかんがみ、貯留事業者の賠償の責任が発生した場合において、責任保険その他の措置にでは埋めることができない損害を貯留事業者が賠償することにより生じる損失を政府が補償することを約する契約を貯留事業者と締結することを許容してはどうかか。
- ・本件の最大額については、他法令を踏まえて、責任保険その他の措置による補償額としてはどうかか。
- ・その他の条件については、他法令を踏まえて、さらに深掘って調査すべきではないか。

【他法令】

- ・人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律
- ・展覧会における美術品損害の補償に関する法律
- ・原子力損害賠償補償契約に関する法律